

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるものとする。

(調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、沼津市市民福祉部子育て支援課とする。

2 調整機関は次の業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 協議会の議事運営
- (3) 協議会の議事録作成及び資料の保管
- (4) 支援の実施状況把握及び関係機関等との連絡調整
- (5) 関係機関等による支援の実施状況の把握
- (6) 把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整及び個別ケース検討会議におけるケース検討の調整

(会議)

第5条 協議会に、次の会議を置く。

(1) 代表者会議

ア 会議の構成員は協議会構成員の代表者により構成する。

イ 本会議に会長を置き、沼津市福祉事務所長をもって充てる。

ウ 本会議は、次の事項を協議する。

(ア) 要保護児童及びDV対策事業の総括

(イ) 実務者会議の活動に対する指導助言

エ 会議は、会長が招集する。

(2) 実務者会議

ア 会議の構成員は、実際に児童虐待又はDVの相談及び援助にあたっている者により構成するものとし、別表第2に定める。

イ 本会議は次の事項を協議する。

(ア) 要保護児童又はDV被害児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握

(イ) 要保護児童対策又はDV被害児童対策を推進するための啓発活動

(ウ) 協議会の年間活動計画の策定と代表者会議への報告

ウ 本会議は、年間会議計画に基づき概ね月1回開催するものとし、会議の内容によっては、分科会形式をとることができる。

(3) 個別ケース検討会議

ア 会議の構成員は、個別の要保護児童及びDV被害児童の案件に直接かかわりを有している各機関の担当者、関係者及び実務者会議の構成員とする。

イ 本会議は、次の事項を協議する。

- (ア) 要保護児童及びDV被害児童の状況把握と問題点の確認
- (イ) 支援の経過報告及び支援に必要な情報の交換
- (ウ) 支援方針の確認と役割分担の決定
- (エ) 事案の主担当機関の確認
- (オ) 次回会議の開催必要性検討と日程設定

ウ 開催

個別ケース検討会議は、必要に応じ随時開催するものとし、主たる担当機関又は調整機関が招集する。

(守秘義務)

第6条 法第25条の5の規定に基づき、協議会の構成員(団体、個人を問わない。また、構成員であった者を含む。)は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| | 関係機関等の名称 |
|---------------------------|-------------------|
| 国及 び地 方公 共団 体 | 静岡家庭裁判所沼津支部 |
| | 静岡地方方法務局沼津支局 |
| | 静岡保護観察所沼津駐在官事務所 |
| | 静岡県東部健康福祉センター |
| | 静岡県東部児童相談所 |
| | 沼津警察署 |
| | 沼津市市民福祉部社会福祉課 |
| | 沼津市市民福祉部子育て支援課 |
| | 沼津市市民福祉部障害福祉課 |
| | 沼津市市民福祉部健康づくり課 |
| | 沼津市教育委員会学校教育課 |
| | 沼津市教育委員会青少年教育センター |
| | 沼津市消防本部 |
| | 法人 |
| 沼津市歯科医師会 | |

| | |
|----------|-----------------------|
| | 沼津市社会福祉協議会 |
| 法人 以外 | 沼津人権擁護委員協議会 |
| | 静岡県弁護士会沼津支部 |
| | 沼津市校長会 |
| | 沼津市私立幼稚園協会 |
| | 沼津市保育園連盟 |
| | 沼津市小中学校PTA連絡協議会 |
| | 沼津市補導委員会 |
| | 沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会 |
| | 沼津市自治会連合会 |
| | 沼津市民生委員児童委員協議会 |
| | 沼津市主任児童委員連絡会 |
| | 沼津市青少年健全育成地域相談員 |
| | 沼津市健康づくり推進員連絡協議会 |
| | 沼津里親会 |
| | 沼津市放課後児童クラブ連絡協議会 |
| | ファミリー・サポート・センター |
| | その他、代表者会議において相当と認める機関 |

別表第2(第5条関係)

| |
|---------------------|
| 静岡保護観察所沼津駐在官事務所職員 |
| 静岡県東部児童相談所職員 |
| 沼津警察署職員 |
| 沼津市市民福祉部社会福祉課職員 |
| 沼津市市民福祉部子育て支援課職員 |
| 沼津市市民福祉部障害福祉課職員 |
| 沼津市市民福祉部健康づくり課職員 |
| 沼津市教育委員会学校教育課職員 |
| 沼津市教育委員会青少年教育センター職員 |
| 沼津市少年補導委員 |

沼津市主任児童委員

その他、協議会構成機関の職員のうち実務者会議において適当と認める者

| | |
|--|---|
| 大阪府枚方市 | ネットワーク設置年月日：H12. 2 協議会設置（移行）年月日：H17. 4 |
| 人口：403,666人 (H17.4.1現在) | 子どもの数（15歳未満）：72,118人 (H17.4.1) |
| 調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：福祉部子育て支援室相談入所担当グループ、2名 ◎家庭児童相談室 相談員 常勤・専任 事務職員 常勤・兼任 | |
| 協議会の構成・平成18年度の会議開催数（見込み） ○代表者会議：年2回 ○実務者会議：12回 内実務者メンバー夏期研修1回を含む ○運営会議：11回 | |
| 協議会メンバー： 代表者：子ども家庭センター【児相】、保健所、子育て支援室、障害福祉室、保健センター、市民病院、教育委員会（児童生徒課、青少年課）枚方警察、枚方消防組合、私立保育園園長会、私立幼稚園園長会、松心園、弁護士 各機関の課長職 子育て支援室は室長、福祉事務所長（福祉部長） 実務者：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室）、ケースワーカー（障害福祉室）、保健師・心理相談員（保健センター）、小児科医長・ケースワーカー（市民病院）、指導主事（教育委員会 児童生徒課）留守家庭児童会室担当事務職員（教育委員会 青少年課） 運営会議：虐待対応課ケースワーカー（子ども家庭センター【児相】）保健師（保健所）、室長・課長・事務職員・家庭相談員（子育て支援室）平成19年度より保健センター保健師も参加予定 | |
| (1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。) ①設立まで ○国のエンゼルプラン、大阪府の子ども総合ビジョンをふまえて、平成10年に「枚方市子ども育成計画～子どものえがおいきいきビジョン」を策定。その中の施策目標の1つとして「子どもの人権擁護の推進」があり、それを受け、庁内関係課による「子育て支援推進会議」が数回開 | |

かれた。その中で、特に児童虐待は最重要課題であることを認識されたあと、枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱によって会議を発足した。

②設立後当初

- 初回は、代表者会議で、弁護士による「虐待防止を市町村でどう考えるか」などを中心に講演してもらい、各代表者からそれぞれの機関における児童虐待への関わりと機関の役割について、自己紹介を兼ねて報告してもらった。
- 会議の内容については、事務局3機関【現・運営会議】で、会議の運営や方向性を話し合う会議を、事前に行った。
- 実務者会議では、各機関の役割について1回につき3機関ほど限定して、丁寧に報告をしてもらった。それによって、機関の役割のほか、機関の現状や限界、課題などが明確になった。また、「なぜ、こうしてくれないのだ」とわからずに機関を責めるのではなく、相手の立場や難しさを理解できるようになったと思われる。

③1年目

- 教育機関については、児童虐待がなかなか馴染みがなく、意識を高めるためにも、小学校の事例を中心に、会議で取り扱った。

④2年目以降

- 多問題家庭やネグレクトの乳幼児の子どもがいる家庭への援助を中心に、ケース検討を行った。その中から、虐待を要件として保育所入所をすることを、代表者会議に提言し、実務者会議の中で承認されたケースについての保育所入所が可能となった。
- 虐待を要件とした保育所入所に関しては、2～3年ごとにケースの見直しを行い、保育所入所したことによって改善したところと問題点として残っているところなどを明確にし、より適切な保育所のあり方や役割について検討している。
- メンバーは、障害福祉室と市民病院が途中から参加することとなった。基本的には公的機関に限り、虐待に関して責任を持ち、実際にケースに関わる機関を対象とした。これは、参加機関が増えすぎて、十分に討議ができなくなることを防ぐためである。テーマに応じて、学校、民間・NPOなどの参加も呼びかけている。
- 年に1回程度、「日頃疑問に思うことを話し合う」「会議の進め方について」など、思いを語り合う時間を設けてきた。特に制度や法律の改正によって、常に変化を続ける状況であるため、機関への不信感や会議への不満感を表面化させ、前向きに会議が行えるように工夫している。
- 年度の初めに、1年間のテーマを一応きめている。たとえば、「親支援」「かかわりの困難な保護者への対応」など。

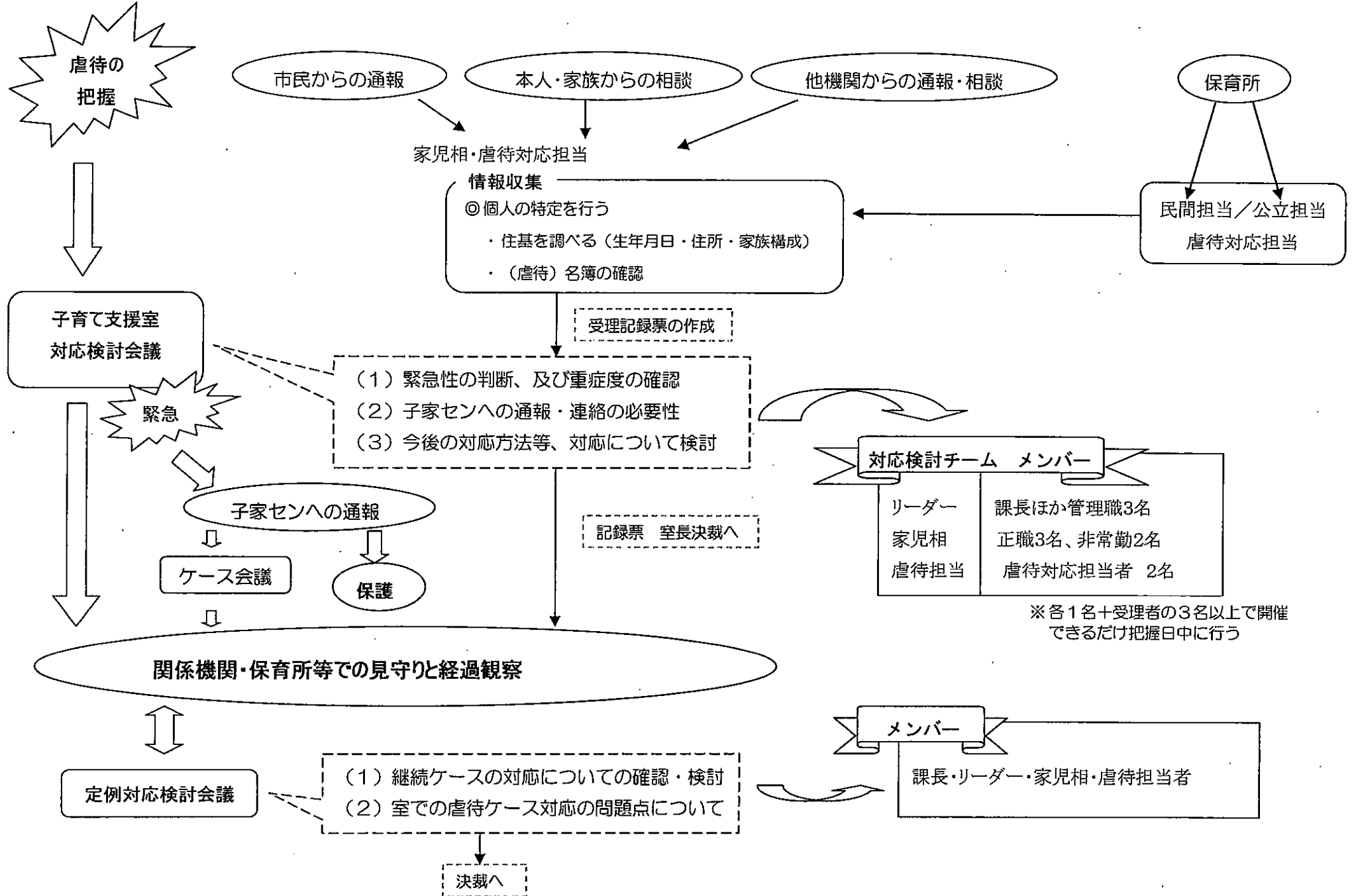
○平成14年度と17年度には、関係機関に対する意識調査と現状の把握のために、アンケート調査を行い、枚方市のニーズに応じた市独自のマニュアルの作成と改正を行った。アンケートの対象は、子どもに関わる教育機関・保育所などの施設、病院・医院、民生委員など職員全員を対象とし、そのことが全体への啓発にもつながったと考える。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

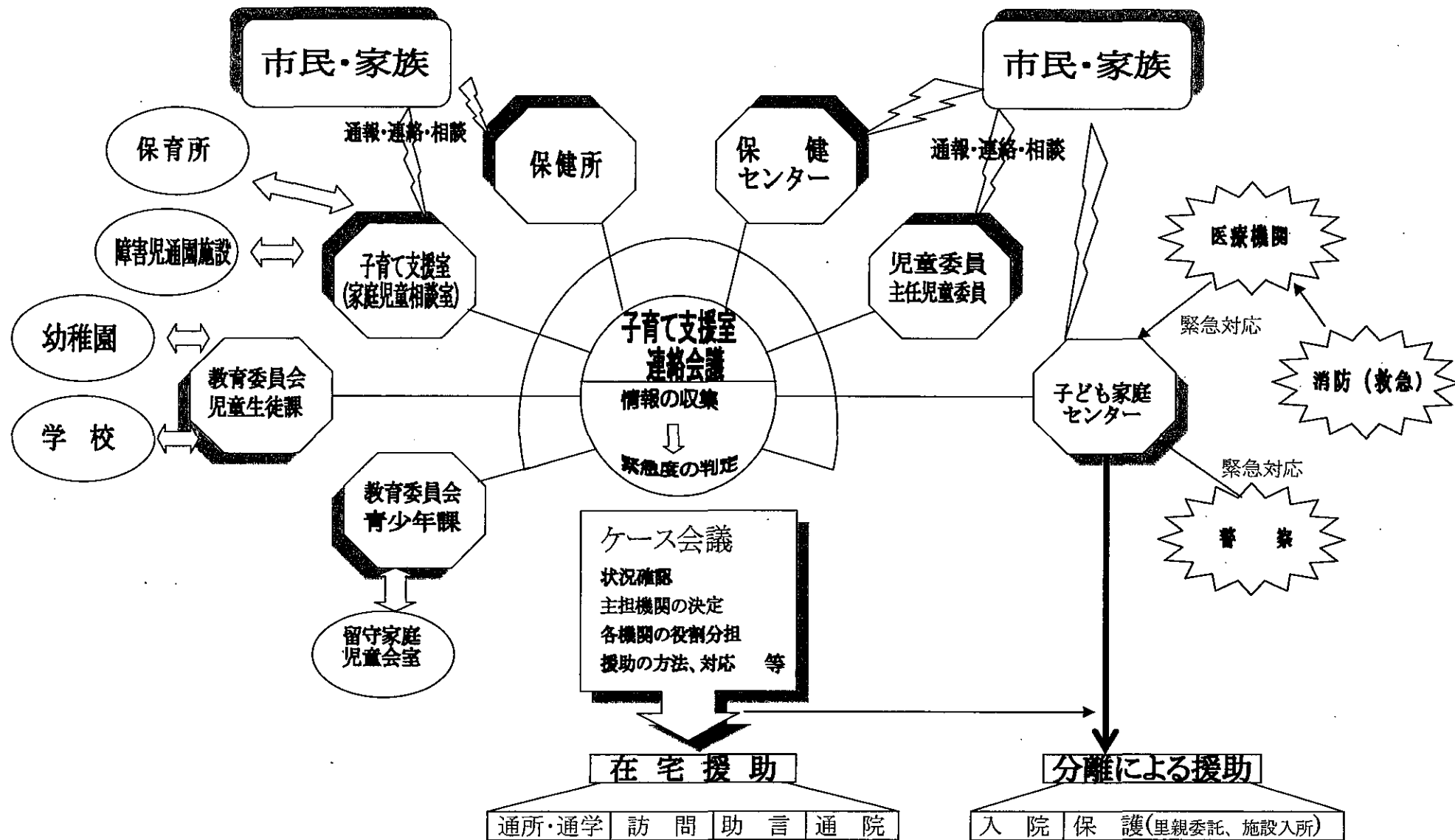
○協議会に関しては、あくまでも「虐待とその予防」を主眼に置き、虐待の延長線上での様々な問題は含むものとしたが、非行や障害に関しては、既にある会議で検討するものとした。それは、課題の分散化や問題のあいまいさを防ごうとしたものである。また、名称も引き続き「児童虐待問題連絡会議」を使用することとした。

○以上のことから、大きな変化はないが、市の責任において虐待防止に努めることが明確になった。児童相談所との役割分担など、戸惑うことも多いが、運営会議などを用いて、主な機関が話し合いを重ねてきている。

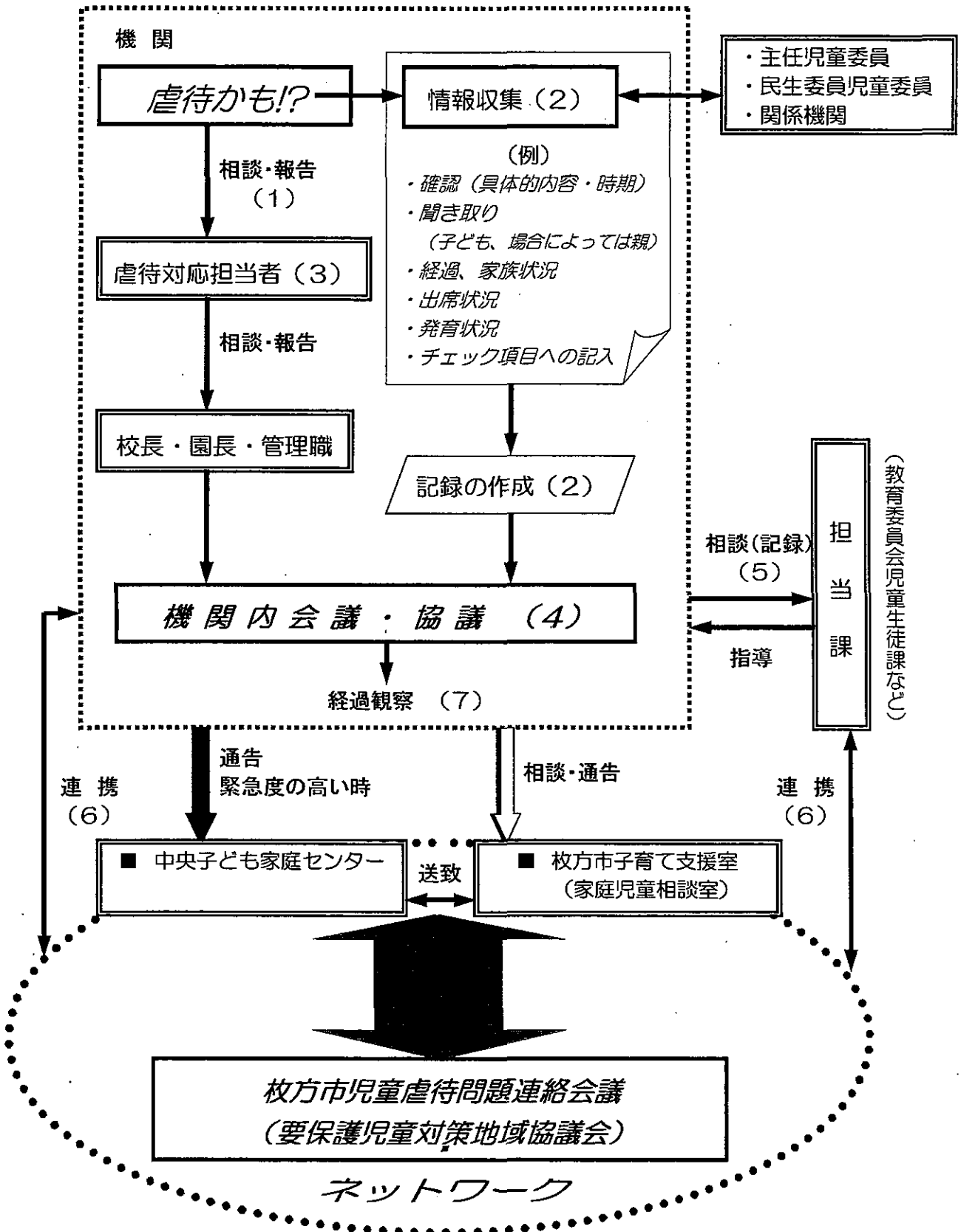
虐待通報・連絡 及び 虐待ケースにおける子育て支援室での対応の流れ



児童虐待の発見から援助までの連携体制



各機関内部での流れ



*「各機関内部での流れ」の説明は次ページ

(説明)

(1) **相談・報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず、職場全体で考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず、職場の虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。

(2) **情報収集** 必要な情報収集を行います。

できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。

※ 記録については次のことに注意してください。

年月日、時間、虐待の状況について起こった経過を追って記録します。傷などについては、大きさ・色・傷の部位など図などに書いて詳しく、また、体調の変化、食事の様子など気になること、保護者がどのように説明したか、子どもがなんと言っているかなどについても記録に残しておきます。

虐待を疑ったら、気になることは記録をとると重要な判断の材料になります。

市民から通報があった場合

市民からの通報の場合、通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要と判断される場合は、中央子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。

夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110番、中央子ども家庭センター内夜間・休日虐待通告専用電話に通報してもらうよう依頼します。

(3) **虐待対応担当者** 保育所(園)・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者など、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員などの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。

※虐待対応担当者には次のような役割があります。

- ① 虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。
- ② 子どもに関する必要な情報収集を行なう。
- ③ 管理職に相談・報告を行い、共に担当課および中央子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。

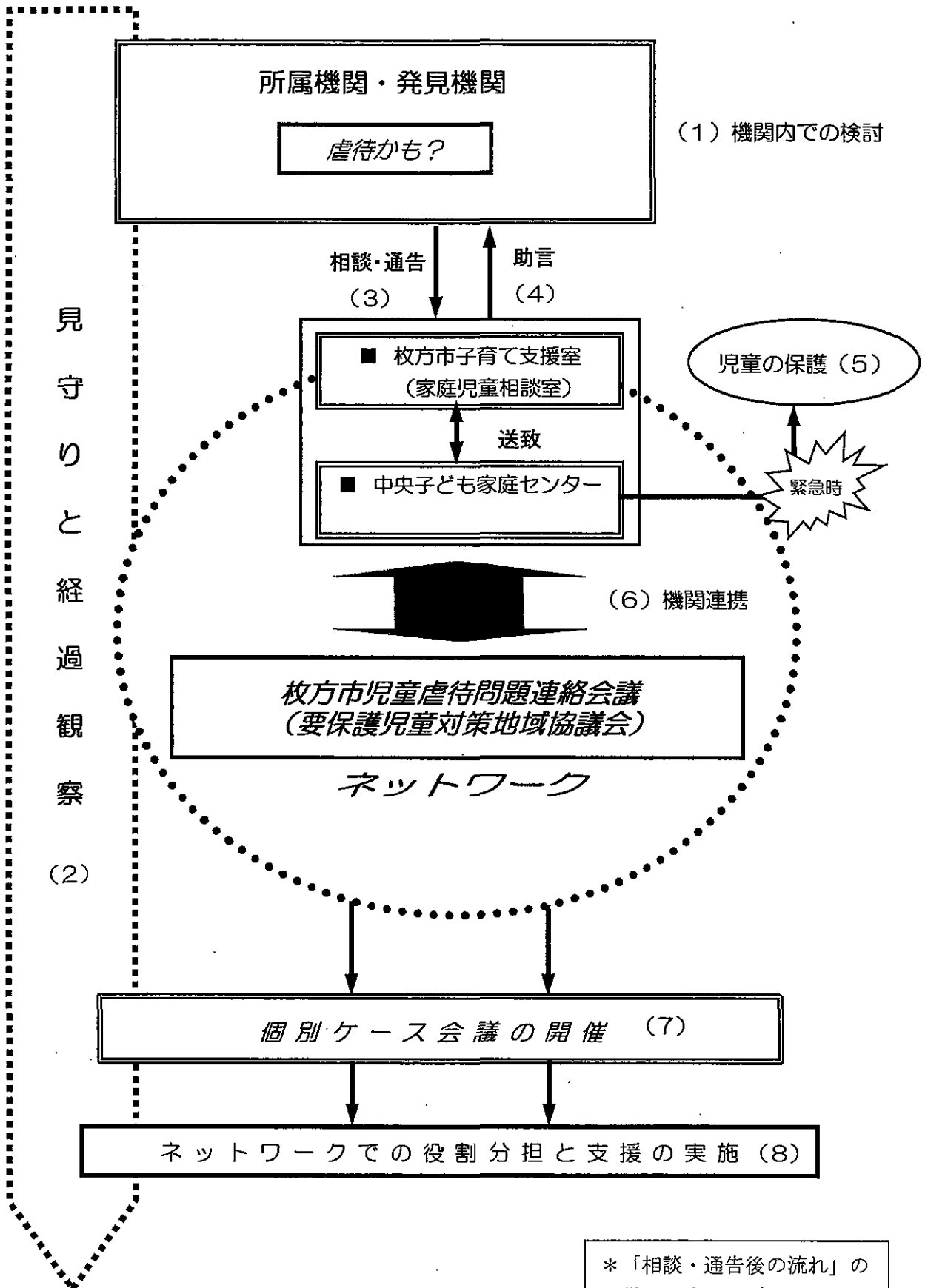
(4) **機関内会議・協議** 職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライバシー保護については充分注意することが必要です。

(5) **担当課への相談** 保育所(園)・学校園等は担当課に相談します。

(6) **他機関との連携** 通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくこととなります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。

(7) **経過観察** 見守り・経過観察は継続していきます。

相談・通告後の流れ



* 「相談・通告後の流れ」の説明は次ページ

説明

- (1) **機関内での検討** 気になる児童を見つけた時は、機関内等で検討してください。
- (2) **見守りと経過観察** 見守りと経過観察は、どのような状況においても大切に、所属機関の重要な役割になります。所属がない場合は、ケース会議等を通じて、役割を決めて行くことが必要です。
- (3) **相談・通告** 見守り・経過観察をおこなっていく中で、今後の指導・援助についての助言が必要と感じた時、あるいは、危険性が高いと思った場合は、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談をおこなってください。
- (4) **助言** 相談を受けた枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターでは、所属機関・発見機関に対して、指導・援助への助言をおこないます。
- (5) **児童の保護** 大きなケガや生命に危険が及ぶと考えられる等、緊急性が高いと判断した場合は、中央子ども家庭センターが直ちに児童の保護をおこないます。
- (6) **機関連携** 相談を受理した機関より、関係機関に対して、情報の提供等の協力を依頼する場合があります。児童虐待問題連絡会議の実務者会議では、情報交換やケースの総合的な把握を行っていきます。又、定期的に全ケースの管理を行い、各機関の見守り状況を確認します。
- (7) **個別ケース会議** 所属機関・発見機関だけでの対応が困難な場合は、関係機関が集まりケース会議を開催します。この時の主な目的は、「危険度やケース概要を共有する」「役割分担を決め支援を実施する」ことです。招集については、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談してください。

《個別ケース会議のポイント》

- ・ケースの状況を報告し合い、概要を共有する。
- ・緊急度や虐待の重症度を決定する。
- ・機関ができる具体的な援助内容を出し合い、役割分担を確認し合う。
- ・緊急時の対応と情報を取りまとめる機関等について、決定を行なう。

- (8) **支援の実施** ネットワークでの役割分担に基づき支援を実施します。この時に、それぞれの機関は、自分の役割分担については責任を持って協力します。また、所属機関・発見機関の役割は「危険度の判断」「児童の観察（モニタリング）」「保護者に対する指導及び支援」になります。

枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱

平成 18 年 6 月 1 5 日 制定
枚方市要綱第 6 5 号

(設置)

第 1 条 枚方市における児童虐待に係る事例について、地域の各関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会として、枚方市児童虐待問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。
- (2) 被虐待児童の実態を把握すること。
- (3) 被虐待児童に対する具体的援助の内容について意見交換を行うこと。
- (4) 児童虐待に係る啓発活動を行うこと。
- (5) 被虐待児童に係る連絡調整を行うこと。

(構成員)

第 3 条 連絡会議は、次に掲げる機関等の代表等をもって構成する。

- (1) 枚方市福祉事務所
 - (2) 枚方市福祉部子育て支援室
 - (3) 枚方市福祉部障害福祉室
 - (4) 枚方市立保健センター
 - (5) 枚方市教育委員会
 - (6) 市立枚方市民病院
 - (7) 大阪府中央子ども家庭センター
 - (8) 大阪府枚方保健所
 - (9) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター松心園
 - (10) 枚方警察署
 - (11) 枚方寝屋川消防組合
 - (12) 枚方市医師会
 - (13) 枚方市民生委員児童委員協議会
 - (14) 枚方市私立保育連絡協議会
 - (15) 枚方市私立幼稚園園長会
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関等
- 2 前項に規定するもののほか、弁護士その他市長が適当であると認める者は、連絡会議の構成員とする。

(会議の種類)

第4条 連絡会議は、代表者会議及び実務者会議に分ける。

2 代表者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の代表者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち総括的事項を担当する。

3 実務者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の実務担当者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち具体的事項を担当する。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により定める。

2 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

3 座長は、会議の進行を担当する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

(運営会議)

第6条 代表者会議及び実務者会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営会議を置く。

2 運営会議は、第3条第1項第2号、第7号及び第8号の機関の職員で構成する。

3 運営会議は、代表者会議及び実務者会議の運営に関し、必要な事項について協議を行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別具体的な児童虐待の事象に迅速かつ柔軟に対応するため、個別ケース検討会議を置くことがある。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて、対応する事象について運営会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 代表者会議、実務者会議、運営会議及び個別ケース検討会議を構成する者は、正当な理由がなく、当該会議(所管事項の遂行に伴う活動を含む。)を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、枚方市福祉部子育て支援室とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱(平成17年枚方市要綱第27号)は、廃止する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|---------|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>大阪府門真市</p> | <p>ネットワーク設置年月日：H2. 11 協議会設置（移行）年月日：H18.2.27</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>人口： 133,924人 (H19.3.1現在)</p> | <p>子どもの数（15歳未満）：18,842人 (19.3.1現在)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：健康福祉部子ども育成室子育て支援課、5名</p> <table border="0"> <tr> <td>◎職員A</td> <td>ケースワーカー</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>保健師</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>認定心理士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>社会福祉士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員E</td> <td>相談員</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> </table> | | ◎職員A | ケースワーカー | 常勤 | ・兼任 | 職員B | 保健師 | 常勤 | ・兼任 | 職員C | 認定心理士 | 非常勤 | ・兼任 | 職員D | 社会福祉士 | 非常勤 | ・兼任 | 職員E | 相談員 | 非常勤 | ・兼任 |
| ◎職員A | ケースワーカー | 常勤 | ・兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員B | 保健師 | 常勤 | ・兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員C | 認定心理士 | 非常勤 | ・兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員D | 社会福祉士 | 非常勤 | ・兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員E | 相談員 | 非常勤 | ・兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>協議会の構成およびメンバー： ◎協議会の構成は、別紙「門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱」を参照。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表者会議 1回 ○実務者会議 15回 ○個別ケース会議 23回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。)</p> <p>①設立まで：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成2年11月、大阪府の「被虐待児地域処遇モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）のモデル市指定を受け、『要保護児童処遇調整会議』が発足。 ○モデル事業は、大阪府が昭和63年に実施した被虐待児童のケアに関する調査により作成された「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル」に基づき、①児童虐待の発生予防、早期発見、早期処遇のためのシステム作り、②児童虐待に関する啓発を行うということであった。 ○児童相談所、保健所、家庭児童相談室の担当者は、モデル事業の間だけでなく、地道に長続きするような、実際に役に立つ会議にしたいと考えた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

②設立後当初：

- 市の実態把握から始め、3機関で関わっている事例を「虐待ではないか？」という視点で見直した。身体的虐待だけでなく、育児下手や養育不安の大きい親、養護相談の中のネグレクトなど、虐待を幅広く考えて事例を詳細に検討したところ、各機関によってあがってくる事例に特徴があり、事例の見方、対応の仕方に違いがあることがわかり、視野を広げることができた。また、問題が複雑に絡み合っている事例など、1機関では担いきれないことがわかり、ネットワークの必要性が実感された。この作業の中で、児童虐待を見る目が徐々に養われてきた。
- 平成4年度のモデル事業終了後も、事業を継続し、大阪府こころの健康総合センターのオブザーバー参加も得るなど、関係者の技術の向上や日常的な援助システムの確立を目的として、月1回の定例会議を開催。

③経過

- 平成7年度には、事業継続のために「門真市要保護児童処遇調整会議設置要綱」（平成7年12月1日施行）（以下、「処遇調整会議」という。）を定め、事務局は児童課家庭児童相談室が担った。
- 同年、より幅広い関係機関との広域的な連携を深め、地域特性や実態に即した予防発見からサポートに至るシステムの構築を目指して拡大会議も開催した。参加機関は、医師会、警察署、消防署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、学校、幼稚園、保育園、市関係者（福祉政策課、健康増進課、児童課、保護課、障害福祉課、教育委員会）、保健所、子ども家庭センター、こころの健康総合センター等である。連絡調整は保健所が行った。
- 平成15年度に、構成機関に教育委員会を加え、会議名称を「門真市要保護児童連絡調整会議」に改正した（平成15年4月1日施行）。
- 平成17年4月に児童福祉法が改正され、市町村が児童虐待の通告窓口となり、児童家庭相談に応じることが市の業務と明記されたことを受けて、児童虐待防止ネットワークを、児童虐待の予防と早期発見、早期支援を目的に、要保護児童対策地域協議会へと移行した。（会議名称は変更なし）設置要綱は平成18年1月23日施行

④協議会への移行1年目：（平成17年度）

- 7月に実務者による会議において、児童福祉法改正に伴う市町村の役割について研修を実施、協議会化について検討した。前述のとおり、平成18年1月23日より門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱を施行し、平成18年2月27日代表者会議の開催をもって移行日とした。
- 代表者会議では、門真市の児童虐待についての実態報告、「児童福祉法改正における市町村及び関係機関等の役割」というテーマでの講演、参加機関の一部からの報告を行った。